

新型コロナウイルス感染症対策を求める意見書

この度の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、我が国においても、全国的かつ急速な蔓延の恐れのある感染拡大への対策強化のため、国民に対し「緊急事態宣言」を発出し、去る5月25日に全都道府県が解除されたところである。

これは、ひとえに国民ひとりひとりが感染拡大の防止に努めてきた結果と言えるが、この現状と引き換えに、これまでの様々な社会経済活動の制約により、中小零細企業や個人事業主、観光業従事者、農林漁業者等は非常に厳しい状況に置かれたままである。

また、この緊急事態宣言の解除に伴い、社会的活動が本格化していくことで、減少傾向にある新規感染者が、また増加へ転じることも懸念されることから、感染拡大の第2波、第3波の発生防止を図りつつ、万全な備えを固めていく必要がある。

対策に当たっては、国の責任と財源において対応する必要があるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行う自治体に対する更なる財政支援が求められている。

こうした中、国においては、第1次補正額25.7兆円を上回る総額32兆円余りの第2次補正予算を可決し、対策を進められるが、国の対策が遅れば遅れるほど、国民は生命と財産を危険にさらすこととなり、更なる事態の悪化を招く要因ともなる。

この未曾有の危機から脱するためには、従前のやり方や発想では、到底、太刀打ちすることはできない。今までにない大胆かつスピード感を持った更なる対策を打たなくては、被害を最小限に食い止めることができない。

については、引き続き地方公共団体と連携協力し、「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」とのバランスを取りながら各地域の実状に応じた対策を一層推進していくため、以下の事項を速やかに実施していただくことを強く要望する。

記

1. 直近2度の補正予算の執行状況を踏まえつつ、速やかに令和2年度第3次補正予算の編成に向けての審議を行うこと。また、第1次、第2次補正予算の執行に全力を挙げること。

2. 緊急事態宣言の解除に伴い、感染症対策の長期化も想定した「新しい生活様式」のためのテレワーク促進など、デジタル社会の推進、格差拡大や社会分断を回避し、多様性を認める社会を構築すること、SDGs（持続可能な開発目標）を通じた環境と成長の両立など、国民の行動変容のための積極的な対策を実施すること。

また、感染者やエッセンシャルワーカー等への誹謗中傷、風評被害等の動きに注視し、正確な情報発信と的確な対応を取ること。併せて、メンタル等、多様なサポート体制を充実すること。

3. 事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で被った損失を回復させ、従前の経営状況を維持できるようにするため、「持続化給付金」の給付要件の大幅な緩和、並びに給付額の増額、また1回だけではなく複数回の給付など、事業全般を支援すること。なお、これは全国・全業種の事業者を対象とするとともに、新規開業者に対しても特段の配慮をおこなうこと。

4. 「特別定額給付金」は1回の給付だけではなく、複数回の給付を検討すること。

5. 大学、専門学校の休校や入校禁止、オンライン授業等への負担に加え、学費負担やアルバイトができず生活への深刻な影響もでており、学費負担軽減や緊急の給付金の措置、奨学金の拡充や返済免除等を行うこと。

6. デフレ完全脱却を果たし、コロナ禍での経済停滞を持ち越さないための力強い令和3年度予算の編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月16日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣（新型コロナウイルス感染症対策担当）